

子ども支援 ガイドブック

～みんなで支える子どもの笑顔～



令和3年3月発行
富良野市教育委員会



目次



- 1 富良野市第4次特別支援教育マスタープランの基本理念・・・P 1
- 2 富良野市関係機関連携体制・・・P 2
- 3 教育的な支援の充実と支援体制・・・P 3
- 4 富良野市の特別支援教育
 - (1) 子どもの困り感にあった支援の選択・・・P 4～5
 - (2) 「すくらむふらの」の活用・・・P 6
 - (3) 個別の教育支援計画と個別の指導計画・・・P 7
- 5 各発達段階に応じた具体的な支援
 - 《就学前》
 - (1) 小学校就学までの取組・・・P 8～9
 - 《小学校》
 - (1) 一人一人に合わせた教育・・・P 10～11
 - (2) 小学校の支援・・・P 12
 - (3) 通級指導教室(ことばの教室)・・・P 13
 - 《中学校》
 - (1) 一人一人に合わせた教育・・・P 14～15
 - (2) 中学校の支援・・・P 16
 - (3) 中学校における進路指導・・・P 17
- 6 富良野市の療育支援体制
 - (1) 早期療育の連携とサービス申請の流れ・・・P 18
 - (2) 児童福祉サービス・・・P 19
- 7 相談による支援
 - (1) 小・中学校における支援実施までの流れ・・・P 20
 - (2) 子どもに関する相談支援・・・P 21
- 8 資料
 - (1) 発達検査等・療育手帳・・・P 22～23
 - (2) 医療との関わり・・・P 24
 - (3) 各種相談機関の連絡先・・・P 25



1 富良野市第4次特別支援教育 マスタープランの基本理念



基本理念

教育と福祉が中心となり、障がいのあるなしに関わらずお互いを尊重し、生涯にわたって富良野で共に学び育ち、支え合う環境をつくります。

すべての幼児児童生徒が、障がいのあるなしに関わらず、お互いに個性を尊重し合いながら、夢と希望をもって心豊かに、たくましく育ち合う教育を推進するために、一人一人のニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けて個々の能力を伸ばすことができるよう教育環境を整備することを富良野市の特別支援教育の基本理念とします。

スローガン

「すべては子どもたちのために
すべての子どもたちのために」

基本方針

- ① 「富良野市総合計画」を上位計画と位置付け、「第1次富良野市教育振興基本計画」「富良野市子ども・子育て支援事業計画」「富良野市地域福祉計画」「富良野市障がい者計画」との整合性を図った「富良野市第4次特別支援教育マスタープラン」を策定し、特別支援教育を推進します。
- ② 特別な支援を必要とする幼児児童生徒や保護者が、安心して地域で学び、育ち、働き、生活できるような社会を実現できる基盤作りを目指します。

基本目標

- ① 富良野市における特別支援教育の基本理念の共有
 - ・第4次マスタープランの方向性の確認と具体的実践へのアプローチ
- ② 多様な教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
 - ・児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化と特別支援教育に係る専門性の向上
- ③ 生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制
 - ・学校と地域の関係機関との連携の促進とライフステージ間の切れ目ない支援の強化
- ④ 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学び生活できる環境整備
 - ・発達障がいに対する支援の充実と合理的配慮の提供
- ⑤ 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進
 - ・学びのフォローアップの促進と関係機関の協働による支援体制の強化



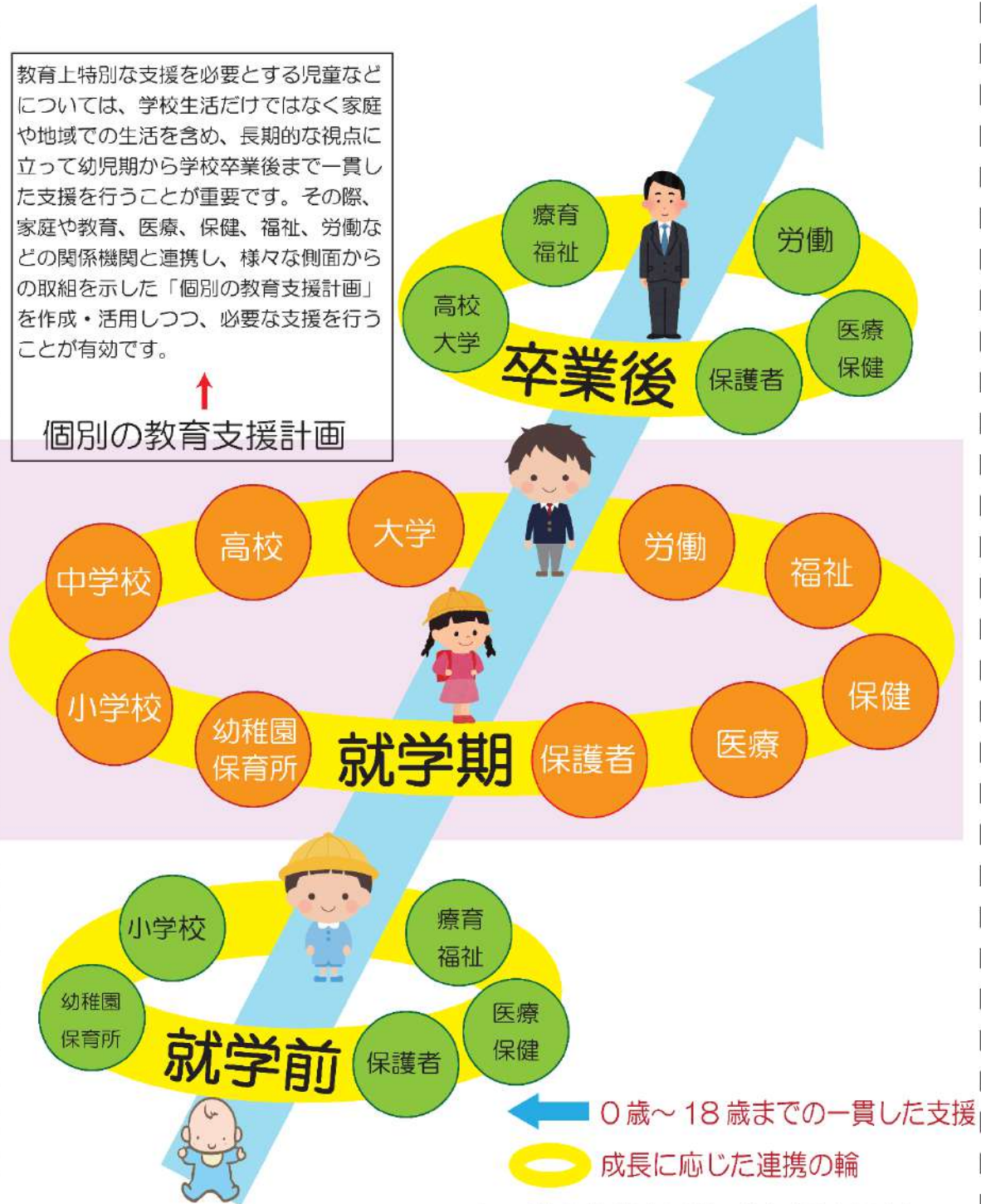
2 富良野市関係機関連携体制



個別の支援計画《障がいのある子どもを生涯にわたって支援》

教育上特別な支援を必要とする児童などについては、学校生活だけではなく家庭や地域での生活を含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うことが重要です。その際、家庭や教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した「個別の教育支援計画」を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

↑
個別の教育支援計画



引用 「特別支援教育に関する基本方針（改訂版）」
（北海道教育委員会 平成 30 年）より一部編集し掲載



3 教育的な支援の充実と支援体制



早期からの就学相談

教育委員会では就学前（年長児）だけではなく、早期からの就学相談を実施しています。早期から就学相談を行うことで保護者の不安軽減を図り、保護者と小学校との教育相談の機会を設定するなど、安心して就学できる体制を構築しています。



幼・保・小学校の連携

- 就学时健康診断の前に小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所に訪問し、就学前の子どもの様子を見学し、子どもの困り感に応じて医療や各専門機関と連携し、早期から支援できる体制づくりを行っています。
- 幼稚園・保育所や児童発達支援機関との連携を図り、小学校への適切な引き継ぎがなされるようにしています。
- 保護者に対しては、就学に関わる不安の軽減や小学校での支援をより充実させるため、適切な情報提供と就学相談の充実に取り組んでいます。
- 「すくらむふらの～子どもの成長記録ファイル～」などを効果的に活用し、指導・支援の充実に繋げています。
- 幼・保・小連携会議で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について共有し、幼稚園・保育所の先生が小学校の授業見学に行くなど、指導のスキルアップのための研修の充実を図っています。



小学校・中学校の連携

- 中学進学の際に「すくらむふらの～子どもの成長記録ファイル～」などを活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画についての引き継ぎを行っています。
- 卒業後の適切な進路選択がなされるよう、中学校生活や学習に関わる情報提供を行うとともに、保護者や関係機関との連携を図っています。
- 特別支援連携協議会で特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任のスキルアップのための研修の充実を図っています。



中学校・高校の連携

- 高校卒業後の適切な進路選択がなされるよう、高校生活や学習に関わる情報提供を行うとともに、保護者や関係機関との連携を図っています。
- 高校受験前には教育相談の場を設定し、それまで行ってきた支援の内容について共有するとともに、受験時のサポート体制についても相談しています。
- 高校進学の際に「すくらむふらの～子どもの成長記録ファイル～」などを活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画についての引き継ぎを行っています。



富良野市の教育支援体制

4 (1) 子どもの困り感にあった支援の選択



子どもの困り感にあった支援体制を選ぶ

富良野市の支援体制は以下の体制を基本としています。子どもの実態と保護者の希望を考慮してどの支援体制をとるかを考えていきます。

	体制	支援内容
①	通常学級	○学級担任・教科担任（※以下「担任」）による声かけ・配慮 ○特別支援教育支援員（※下記参照、以下「支援員」）による声かけ
②	通常学級 + 経過観察	○担任による声かけ・配慮 ○支援員による声かけ ○担任と特別支援教育コーディネーターと保護者と定期的に教育相談を実施
③	通常学級 + ことばの教室	○週1～2回、ことばの教室に通級（P13参照） ○その子にあった自立活動の設定 ○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
④	特別支援学級	○個別・少人数での指導 （子どもの実態に応じて、個別・少人数指導の時間割合は変わります） ○通常学級での指導の際に特別支援学級の先生がサポート ○その子にあった自立活動の設定 ○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成



特別支援教育支援員とは？

特別支援教育支援員（以下「支援員」）は、支援や配慮を必要とする子どもに対し、校内で連携しながら、学習・生活の両面から教育的支援（介助を含む）を行います。

例えばこのような支援をしています。

- 食事介助、衣服の着脱の介助、排泄介助
 - 発達障がい（疑いも含む）のある子どもに対し、安全確保や居場所の確認、黒板の文字の読み上げ、代筆、学習支援
 - 教室間移動等における車椅子の乗り降りの介助、製作や調理、活動の補助
 - 体育や保健体育また図画工作や美術などでの安全面の確保、てんかん発作等の把握
 - 学校行事において、校外での安全面の確保、乗り物の乗降の介助
 - 支援が必要な子どもへの接し方の見本となる
- など

支援員は、授業そのものを行うことはできませんが、子どもが安心して学校生活を送るためになくてはならない存在です。



富良野市の教育支援教育体制

4 (1) 子どもの困り感にあった支援の選択



経過観察とは？

経過観察の子どもは、通常学級での学習を基本とし、担任や支援員などが連携して子どもに困り感がないかを注意深く見極めながら、必要に応じて声かけや配慮を行います。また、保護者・担任・特別支援教育コーディネーターの三者で定期的に教育相談を行い、子どもの成長と課題、課題についての対策を共有・相談して、学校と家庭それぞれの役割を確認しながら支援を継続します。

一方で、その子に合った学習内容や学習方法が必要である、苦手なことの克服のために個別に取り組む必要があるなど、子どもの特性や課題に合わせた教育課程が必要な場合、教育相談の中で特別支援学級への在籍変更を検討することもあります。

特別支援学級への在籍変更は、年度途中でも可能です。特別支援学級への在籍変更を保護者が希望された場合、校内支援委員会での話し合いを経て、富良野市特別支援連携協議会で最終的に認定され、在籍変更となります。



特別支援学級ではどんな学習するの？

特別支援学級では、「子ども一人一人が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているか」という視点で教育課程が編成されています。また、「子ども一人一人が自立を目指し、学習面や生活面での困り感を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目的に**自立活動**を取り入れています。

内容については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章で示されている6区分、27項目の中から、その子どもが必要な項目を選び、関連付け、具体的な指導内容を設定します。

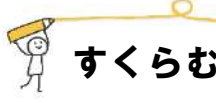
指導に当たっては、子ども一人一人に自立活動の個別の指導計画を作成し、それに基づいて行います。また、自立活動の時数は、子どものニーズに合わせて決められます。自立活動を一週間の時間割の中に位置付ける場合は、各教科等の授業時数の一部を充てますので、交流学級とは別に個別指導が行われます。





富良野市の特別支援教育体制

4 (2) 「すくらむふらの」の活用



すくらむふらの

「すくらむふらの」は、子どもの成長を記録することで、保護者と保健、医療、福祉、教育などの関係機関が『スクラム』を組んで、子どものよさや課題について共通理解を図り、育ちと学びを応援（支援）していくためのファイルです。

このファイルは、保護者や家族、関係機関が子どもの成長を記録し、育ちや学びの大切な手ごかりを込めていくことで、多くの場面で有効に活用されていきます。

【ファイルの種類】

様式1 フェイスシート 様式2 保健・医療・相談・支援などの記録 様式3-1 教育の記録 様式3-2 習い事や塾、地域のサークルなどの記録 様式4 妊娠・出産・発育の様子 様式5-1 発育・発達の様子 様式5-2 発育・発達の様子 様式6-1 子ども理解シート（就学前） 様式6-2 子ども理解シート（小学校） 様式6-3 本人理解シート（中学校） 様式7-1 サポートマップ 様式7-2 サポート一覧	様式8-1 個別の支援計画 様式8-2 個別の教育支援計画（新規） 様式9 同意書 様式10-1 医療に関する情報 様式10-2 児童相談所や特別支援教育センター等の相談歴 様式10-3 手帳等に関する情報・権利擁護に関する情報 様式11-1 学校・園での特別支援の記録 様式11-2 発達支援や福祉サービスの記録
--	--

【活用方法】

「すくらむふらの」の作成者	<p>「すくらむふらの」は<u>保護者が所有し、保護者自らが書き込み</u>作成します。</p> <p>「子ども理解シート」などは、面談時に学校と一緒に作成します。</p> <p>《学校で作成するもの》</p> <p>※個別の教育支援計画は保護者や関係機関とともに学校が作成し、保護者に渡します。（個別の教育支援計画の写しを学校でも保管し活用する）</p>
活用方法	<p>学校との面談の際に「すくらむふらの」を持参し、相談時の資料として活用します。必要書類は「すくらむふらの」に綴っていきます。</p>
配布対象	<p>（就学前）療育（通園センター・すくすく）利用者</p> <p>（就学後）特別支援学級在籍・通級指導教室在籍の子ども</p> <p>（その他）上記以外で必要とする（希望する）子ども</p>
配布時期	<p>①就学前に療育を利用 ⇒ 療育利用開始時に配布（こども未来課）</p> <p>②就学時に特別支援・通級を希望 ⇒ 就学相談時に配布（学校教育課）</p> <p>③就学中に特別支援・通級に変更 ⇒ 学校から配布（学校教育課が準備）</p>



富良野市の特別支援教育体制

4 (3)個別の教育支援計画と個別の指導計画



保護者と学校の協働作業

小・中学校では、支援や配慮を必要としている子どもについて、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成することになっています。これらは保護者と学校が協働で目標を立て、手立てを検討し評価を行うことを繰り返しながら、子どもの成長を皆でサポートしていくためのものです。

個別の教育支援計画を共有しましょう

個別の教育支援計画は、保護者と教育、医療、保健、福祉関係者とが、子どもにかかわる情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などを計画したものです。

- 子どもが受けてきた支援に関する資料（個別の支援計画、子ども理解シート、個別の教育支援計画など）をもとに作成しますので、担任や特別支援教育コーディネーターと共有しましょう。
- 目標や目指す子どもの姿は、1年～3年後を想定して設定します。
- 保護者として、目指す子どもの姿を考えておきましょう。
- 家庭での役割を明確にして、学校と関係者と共に取り組みましょう。
- 評価は1年～3年ごとに行います。教育相談の中で関係者全員で子どもの成長と課題について話し合い、次の支援目標・内容について、共に考えていきます。

年数が経てば子どもは成長し、成長ごとに新たな課題が待ち受けているものです。そのような時に、関係者の皆が保護者を支えるためのツールが「個別の教育支援計画」です。

個別の指導計画で子どもの成長をみとりましょう

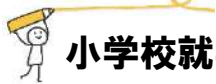
個別の指導計画は、子ども一人一人の状況などに応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、また個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだものです。

- 過去に実際に受けた支援や指導を参考に作成しますので、事前に特別支援教育コーディネーターと情報を共有しましょう。
- 目標や目指す子どもの姿は、長期目標を1年後に、短期目標を通知表に合わせて設定します。
- 保護者として、目指す子どもの姿、早急に取り組みたい課題をいくつか考えておきましょう。
- 家庭の役割を明確にして、学校と共に取り組みましょう。
- 評価は通知表に合わせて行います。教育相談の中で子どもの成長と課題について担任・特別支援教育コーディネーターと話し合い、次の支援目標・内容について、共に考えていきます。

作成した個別の教育支援計画と個別の指導計画は、「すくらむふらの」のファイルに綴じておきます。「すくらむふらの」は、教育相談のたびに持参して、関係者の皆と情報を共有しましょう。

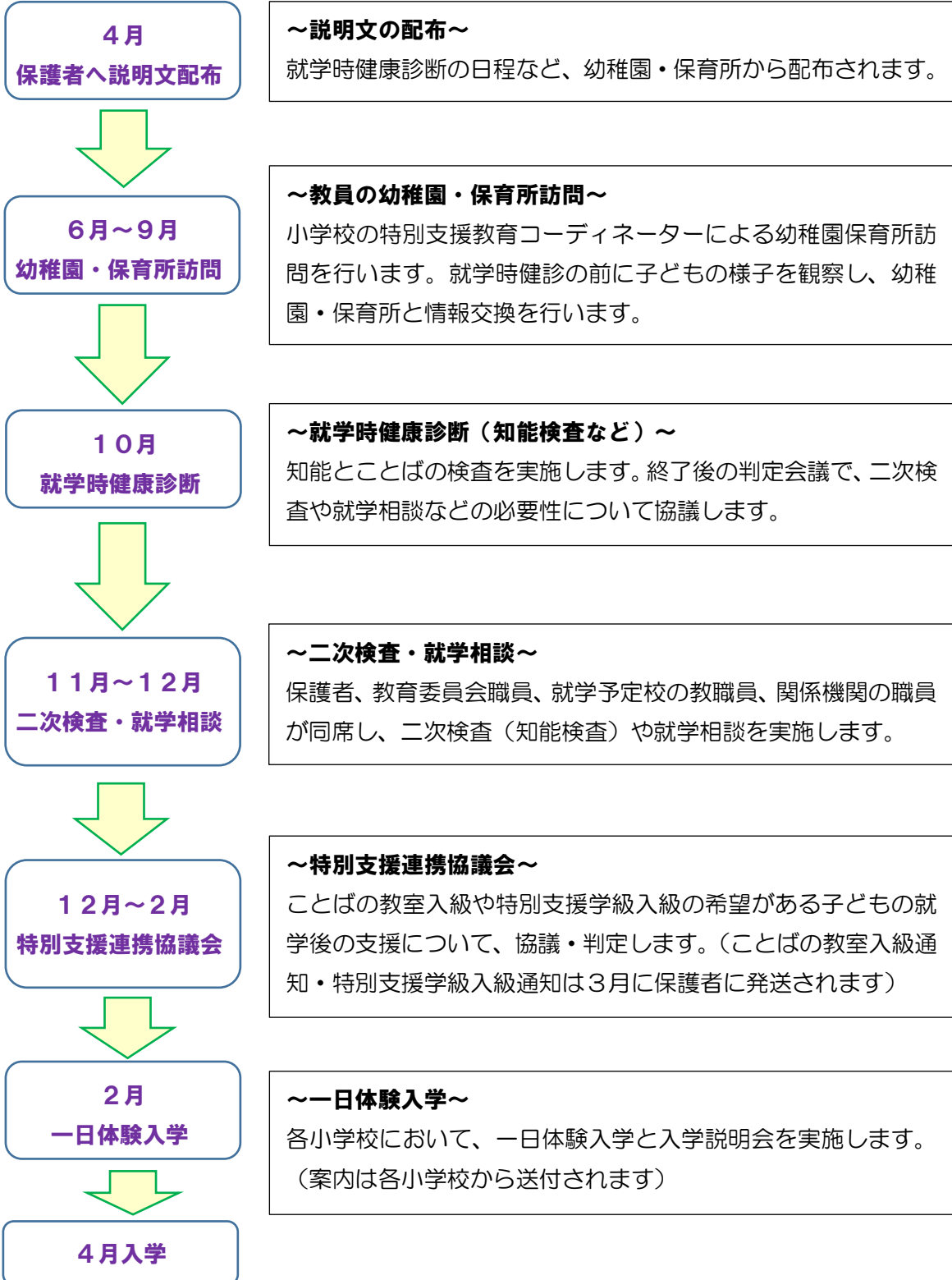


5 各発達段階に応じた具体的な支援～就学前～ (1)小学校就学までの取組



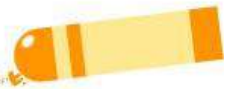
小学校就学に向けた流れ

就学前（年長児）の一年間の流れ





5 各発達段階に応じた具体的な支援～就学前～ (1) 小学校就学までの取組



就学时健康診断とは？

新入学を迎える子どもは、入学前に健康診断を受けることが「学校保健安全法」で定められています。富良野市では子どもが安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、富良野市特別支援連携協議会（※下記参照）と連携して、就学时健康診断を含め1年間かけて就学に向けた支援体制の準備をしています。（左図参照）

富良野市の就学时健康診断は、【知能・ことばの検査・視力・聴力検査】と【内科健診・歯科健診】を2日に分けて行っています。知能検査は、就学予定校のグループごとに検査を行います。ことばの検査については保護者も同席し、個別で検査を行います。

Ⅰ 案内発送…9月中旬に各幼稚園・保育所を通して配布されます。

※日程調整の都合上、事前に日程を伝えることはできませんので、配布された文書で確認をお願いします。

Ⅱ 結果発送…10月末または11月上旬に各幼稚園・保育所を通して配布されます。



二次検査・就学相談とは？

知能検査・ことばの検査では、当日の検査の点数が基準に満たなかった場合や点数に関わらず検査時に気になる様子があった場合、二次検査や就学相談を実施しています。（医療機関などで検査をしている場合は、二次検査（知能検査）を実施せず就学相談のみとなります。）

就学相談では、就学予定校の先生や関係機関の職員、教育委員会の職員などが同席し、必要な支援・就学後の方向性について、保護者と一緒に考えていきます。



就学後に支援を希望する場合

二次検査や就学相談を経て、就学後の支援（特別支援学校への入学、特別支援学級への入級、通級指導教室〈ことばの教室〉への通級）を保護者が希望する場合、特別支援連携協議会において就学後の支援について協議・判定します。

その後、希望の支援が適切と判定された場合には、3月に入級通知が送られ、4月の入学を迎えることになります。

※富良野市特別支援連携協議会～教職員、医療関係者、児童福祉施設職員、行政職員などで結成されています。

就学に関する相談や支援のほか、特別支援学級在籍やことばの教室への入退級などに関わる協議・判定を行います。

判定結果は教育長に報告され、在籍や入退級が確定します。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～小学校～ (1)一人一人に合わせた教育



基本方針【小学校】

- ・未来を担う子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し共に学び育ち、支え合う教育環境をつくります。
- ・子どもたちが将来に夢や希望をもち、日常の学校生活や学習に意欲的に取り組むことができるように、本人の関心やよさを生かしたキャリア教育を計画的に進めていきます。



小学校での生活の流れ《1年生の例》

(※この表は一例です。学校やお子さんの状況により授業形態や活動内容が異なります。)

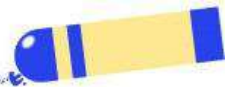
通常学級時間割					特別支援学級時間割								
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金				
登校					8:05	～	8:15	登校					
朝読書・朝学習・体力づくり等					8:15	～	8:35	朝読書・自立活動・体力づくり等					
朝の会					8:35	～	8:50	朝の会					
国語	国語	学級活動	算数	道徳	1校時	8:50	～	9:35	国語	国語	学級活動	算数	道徳
体育	算数	算数	国語	国語	2校時	9:40	～	10:25	体育	算数	算数	国語	自立活動
中休み					10:25	～	10:40	中休み					
音楽	体育	音楽	体育	図工	3校時	10:45	～	11:30	音楽	体育	音楽	体育	図工
算数	国語	国語	書写	図工	4校時	11:35	～	12:20	算数	国語	国語	書写	図工
給食					12:20	～	13:00	給食					
清掃・昼休み					13:00	～	13:30	清掃・昼休み					
生活	国語	生活	生活	生活	5校時	13:35	～	14:20	生活	国語	生活	生活	生活
帰りの会					14:25	～	14:35	帰りの会					
下校					14:35	～		下校					

※ は個別・少人数での指導

○小学校では、国語、算数、音楽、図画工作、体育、学級活動（特別活動）、道徳の学習をします。その他にも1・2年生のみ行う生活科、3・4年生から始まる社会、理科、総合的な学習の時間、外国語活動、5・6年生から始まる家庭科、外国語科があります。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～小学校～ (1)一人一人に合わせた教育



小学校における一人一人のニーズに応えるための教育の推進や体制づくり

① 早期支援につなげるために

- 幼稚園・保育所・相談支援専門員・児童発達支援機関と連携し、就学前の情報を共有し、入学後の適切な支援につなげます。
- 定期的に子どもの現状を把握・分析し、それをもとに全教職員で共通理解を図り、一人一人に必要な支援・指導を行います。
- 不登校・いじめゼロを目指し、日常の児童観察や教育相談の充実を図ります。

② 各学校の相談

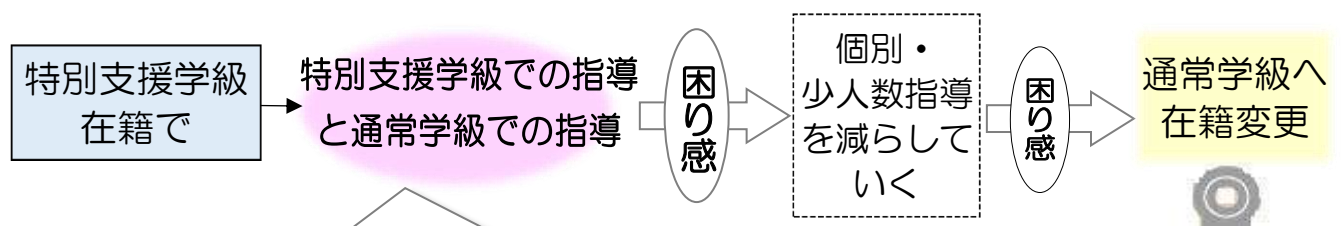
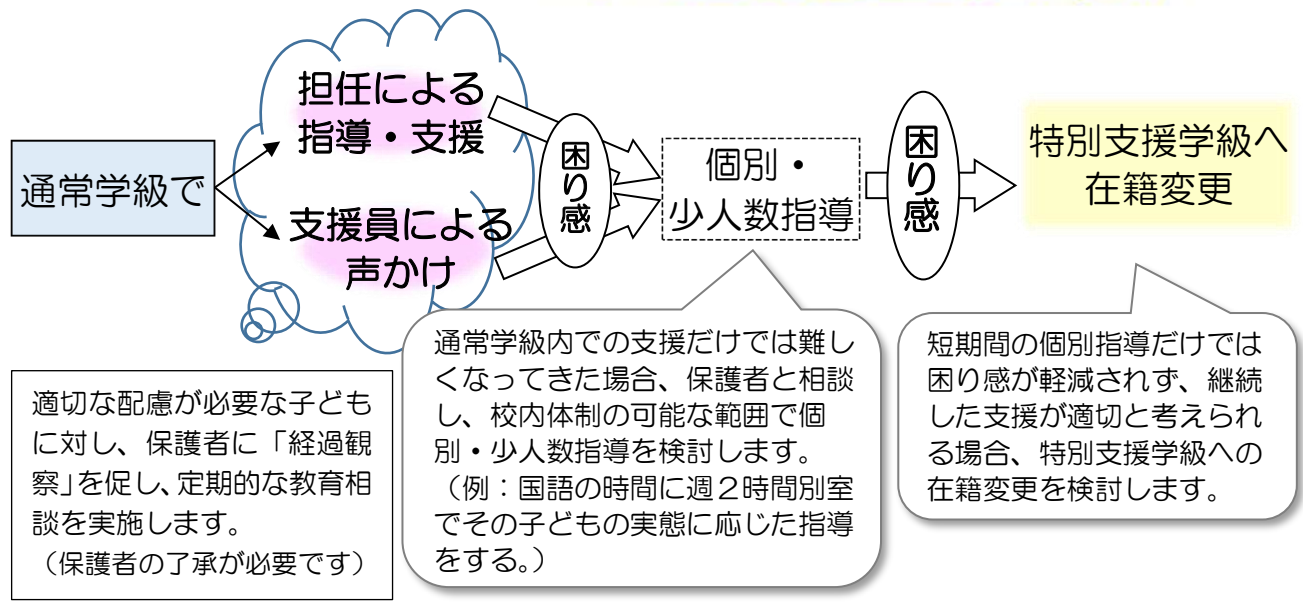
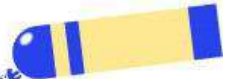
- 特別支援教育コーディネーターを窓口として、誰でもいつでも相談できる環境を整えます。
- スクールカウンセラー、巡回教育相談、各種専門機関などを有効活用できるように保護者への周知を図ります。
- 相談結果を日常の支援・指導に生かせるように校内組織を整備し、情報の共有を図ります。

③ 具体的な支援

- 一人一人のニーズに応えることができる校内体制を整備します。
- 特別支援教育支援員と連携を図り、学習時や生活の中での困り感を軽減します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、計画的・継続的な支援を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、指導改善や学習環境の改善を進めるとともに、合理的な配慮も行います。
- 中学校への引き継ぎは、継続性や一貫性のある支援が行われるよう保護者・関係機関との連携を図りながら行います。
- 特別支援教育アドバイザー、パートナーティーチャー派遣事業、療育支援事業などを活用し、教職員のスキルアップを図ります。
- 富良野の環境や人材を生かしたキャリア教育を行います。
- 通級児童に対し、保護者・在籍校・関係機関との連携を図りながら、一人一人の実態に合わせた支援を行います。



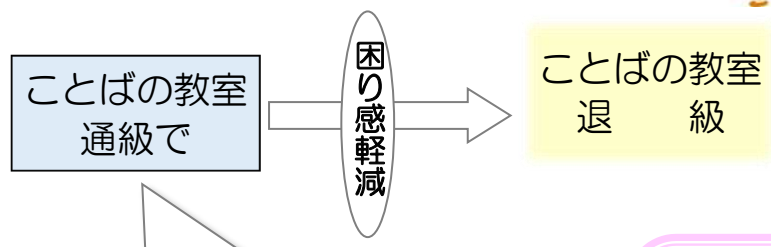
5 各発達段階に応じた具体的な支援～小学校～ (2) 小学校の支援



個別・少人数での指導時間以外は、通常学級の子どもたちと一緒に活動します。休み時間や学校行事なども一緒です。個別・少人数指導の教科は、個々の特性に合わせて選択しています。



年度途中でも子どもの成長に応じて在籍変更を行うことができます

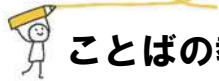


ことばの教室（扇山小学校）へ通い、発音、コミュニケーション能力、学習面・生活面の困り感の軽減に向けた支援を受けます。

小学校ではこのような体制で、困り感のあるお子さんの支援をしています。お子さんのことで何か心配がありましたら、お気軽に各学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～小学校～ (3)通級指導教室(ことばの教室)



ことばの教室とは？

ことばの教室は、発音が不明瞭、ことばが少ない、やりとりがうまくできないといったことがあるために、本来もっている力を十分に発揮できない子どもに、ことばや全体的な発達を促すための支援を行う場です。

現在、ことばの教室は扇山小学校にあり、通級（通常学級に在籍している子どもが決められた曜日・時間帯にだけことばの教室に通って指導を受けること）による指導を行っています。

*保護者の付き添いが原則です。保護者も一緒に活動に参加してもらうこともあります。

指導の内容について話したり家庭での様子を聞いたりする時間も設けています。

*通級は小学校までとなります。中学校に通級指導教室はありません。



ことばの教室には？

下記のような、広くことばに関わる困り感をもつ子どもが通っています。

*ことばの発達の遅れや偏りがある、発音（構音）の誤りがある場合

*友だちや家族等とのコミュニケーション上の困り感がある場合

*話しことばにリズムの乱れ(吃音)や耳の聞こえにくさにとまなうことばの困り感がある場合

*学習面・生活面に何らかの困り感がある場合

(LD および ADHD、またはその疑いのある児童も含む)

*口蓋裂（こうがいれつ）、かん黙症などによることばの困り感がある場合



ことばの教室の指導とは？

学校教育のカリキュラムの一つである“自立活動”を行っています。

ことばやコミュニケーションに
困り感のある子どもたちへ

- ルールや約束を理解する
- 自己選択、自己決定する力をつける
- 気持ちをコントロールする方法を知る
- 自分の気持ちや考えを表現する力を高める
- 物事の見方、考え方を知る
- 語いを広げる
- 話し合う力をつける
- 友達の考えを知る

発音の誤りのある子どもたちへ

- 耳で聞く力をつける
(音遊び、正音と誤音との聞き分けなど)
- 口腔機能の力を高める
(口や舌の体操、吹く遊びなど)
- 発音の仕方(構え)を知る

体づくり…全身や手指の運動機能を高める
(体幹の安定を図る、手指を使う遊び、目と手の協応動作など)

自立活動では、下記の点をもとに、主に遊びを通して指導を進めています。

- 子どもの実態を的確に捉え、発達段階に応じた活動を取り入れる。
- 子ども自身が活動の必要性を感じられ、主体的に取り組めるよう配慮する。
- 適切なお手本を提示しながら、安心して活動に取り組めるようにする。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～中学校～

(1)一人一人に合わせた教育



基本方針【中学校】

- ・未来を担う子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し共に学び育ち、支え合う教育環境をつくりまします。
- ・将来を見据え、本人の関心やよさを生かした進路選択ができるように、保護者との教育相談や高等学校・特別支援学校（高等部）などの学校見学や進路相談を進めていきます。



中学校での生活の流れ《1年生の例》

(※この表は一例です。学校やお子さんによって授業形態や活動内容が異なります。)

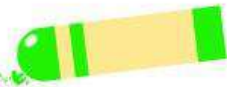
通常学級時間割					特別支援学級時間割														
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金										
登校					～	8:20				登校									
学活					8:20 ～				8:35					学活					
国語	数学	数学	社会	理科	1校時	8:40 ～				9:30					自立活動	数学	数学	社会	理科
社会	理科	国語	美術	社会	2校時	9:40 ～				10:30					社会	理科	国語	美術	社会
数学	社会	体育	英語	国語	3校時	10:40 ～				11:30					数学	社会	体育	英語	国語
理科	技術・家庭	英語	数学	体育	4校時	11:40 ～				12:30					理科	技術・家庭	英語	数学	体育
給食					12:30 ～				13:00					給食					
昼休み					13:00 ～				13:15					昼休み					
音楽	体育	理科	総合	英語	5校時	13:20 ～				14:10					音楽	体育	理科	総合	英語
英語	学活	道徳	総合		6校時	14:20 ～				15:10					英語	学活	道徳	総合	
学活					15:15 ～				15:25					学活					
清掃					15:25				15:35					清掃					
下校（部活動）					15:35 ～									下校（部活動）					

※ は個別・少人数での指導

- 1時間の授業時間は、小学校の45分から中学校は50分になります。中休みはありません。
- 通常学級・特別支援学級どちらも学級担任以外に、各教科によって指導する教員が変わります（教科担任制）。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～中学校～ (1)一人一人に合わせた教育



中学校における一人一人のニーズに応えるための教育の推進や体制づくり

① 教育的ニーズの把握

- 小学校と連携し、入学前の情報を共有し、入学後の適切な支援につなげます。
- 定期的に子どもの現状を把握・分析し、それをもとに全教職員で共通理解を図り、一人一人に必要な支援・指導を行います。
- 不登校・いじめゼロを目指し、日常の生徒観察や教育相談を図ります。

② 各学校の相談

- 特別支援教育コーディネーターを窓口として、誰でもいつでも相談できる環境を整えます。
- スクールカウンセラー、巡回教育相談、各種専門機関などを有効活用できるように保護者への周知を図ります。
- 相談結果を日常の支援・指導に生かせるように校内組織を整備し、情報の共有を図ります。

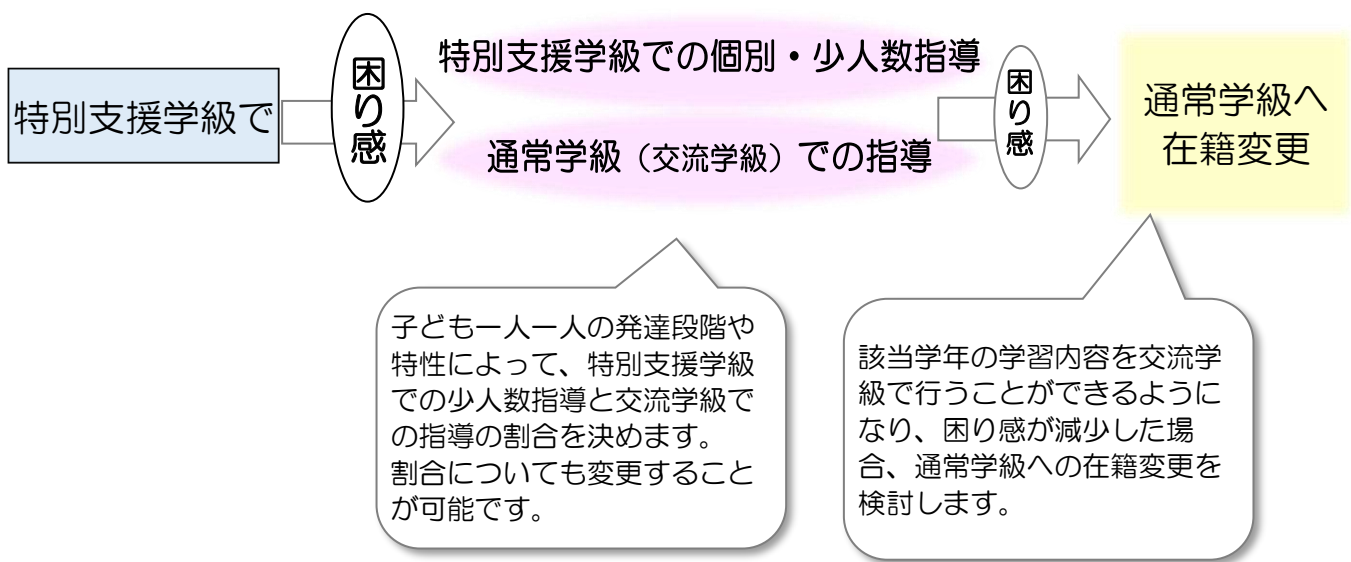
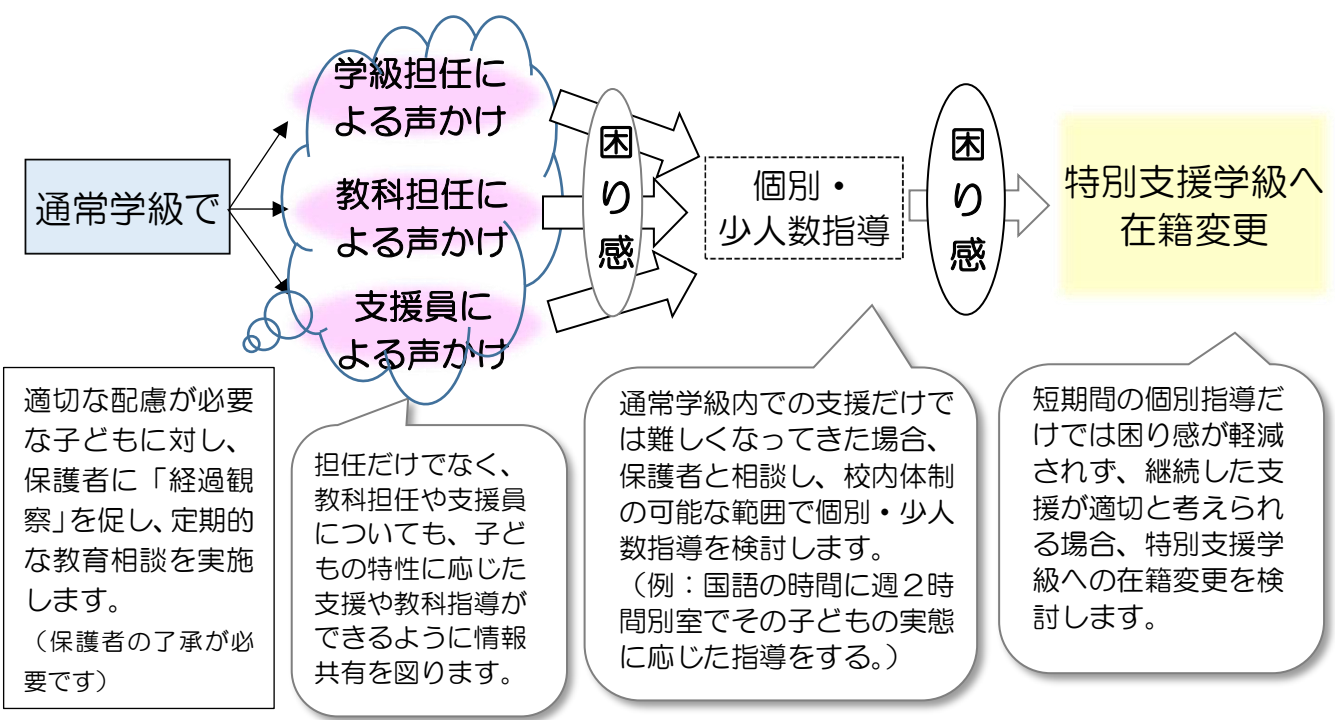
③ 具体的な支援

- 一人一人のニーズに応えることができる校内体制を整備します。
- 特別支援教育支援員と連携を図り、学習時や生活の中での困り感を軽減します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、計画的・継続的な支援を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、指導改善や学習環境の改善を進めるとともに、合理的な配慮も行います。
- 進学先への引き継ぎは、継続性や一貫性のある支援が行われるよう保護者・関係機関との連携を図りながら行います。
- 特別支援教育アドバイザー、パートナーティーチャー派遣事業、療育支援事業などを活用し、教職員のスキルアップを図ります。
- 富良野の環境や人材を生かしたキャリア教育を行います。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～中学校～

(2) 中学校の支援体制

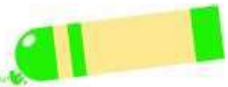


○中学校では、個々の発達段階に応じながら、将来を見据えた支援を行っています。

○お子さんのことで何か心配なことがありましたら、お気軽に各学校の担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。



5 各発達段階に応じた具体的な支援～中学校～ (3)中学校における進路指導



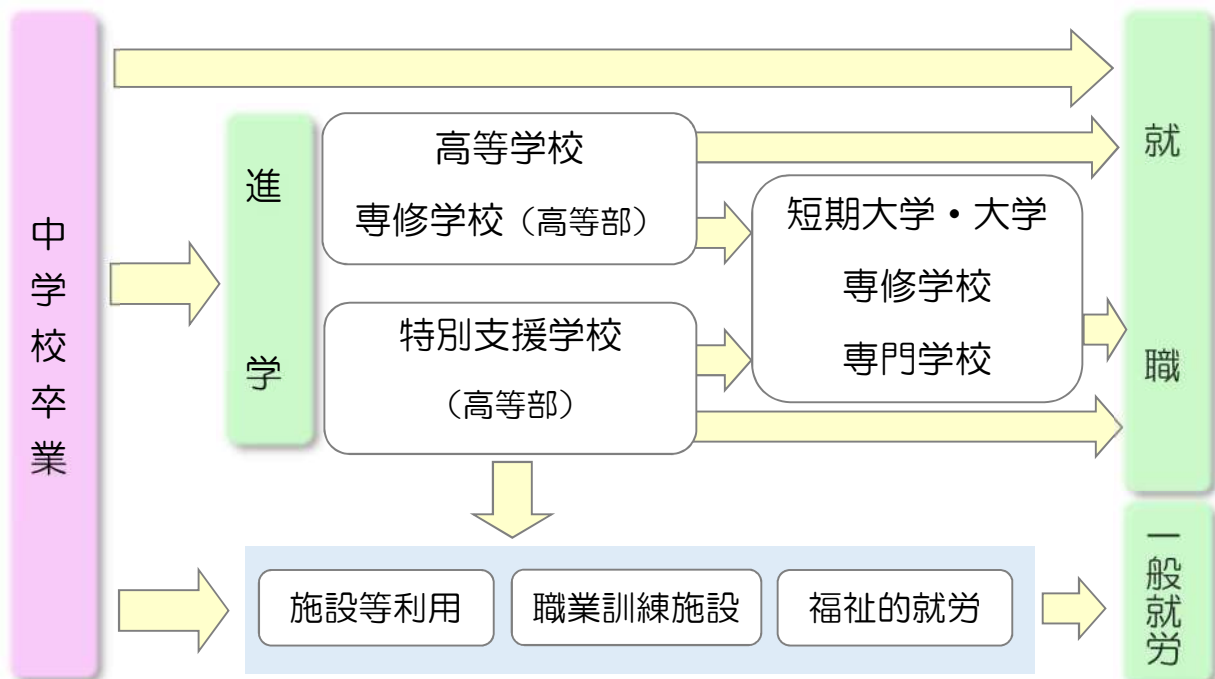
中学校の評価について

- Ⅰ 特別支援学級（知的障害）… 5段階評定ではなく、各教科の文章記述による成績評価
- Ⅰ その他の特別支援学級 … 絶対評価による5段階評定で成績評価

※ただし、生徒に応じて特別支援学級（知的障害）でも5段階評定を行う場合（普通高校への進学など）やその他の特別支援学級でも特別支援学級（知的障害）に準じた評価をすることがあります。



中学校卒業後の進路



進路相談について

学校では、個別の学校見学、個別面談、進路相談など1年生のうちから生徒と保護者に多くの情報提供や選択肢を提示し、生徒の希望進路を決定していきます。

家庭でも、日頃から将来に向けて親子で話し合いをしておく必要があります。



進学後の生活に向けて

基本的な生活習慣（返事やあいさつ、時間通りに生活する、持ち物の管理、整理整頓、身だしなみを整えるなど）が身に付くよう指導します。また、他者理解や人間関係作りができるようソーシャルスキルトレーニングなどを行います。

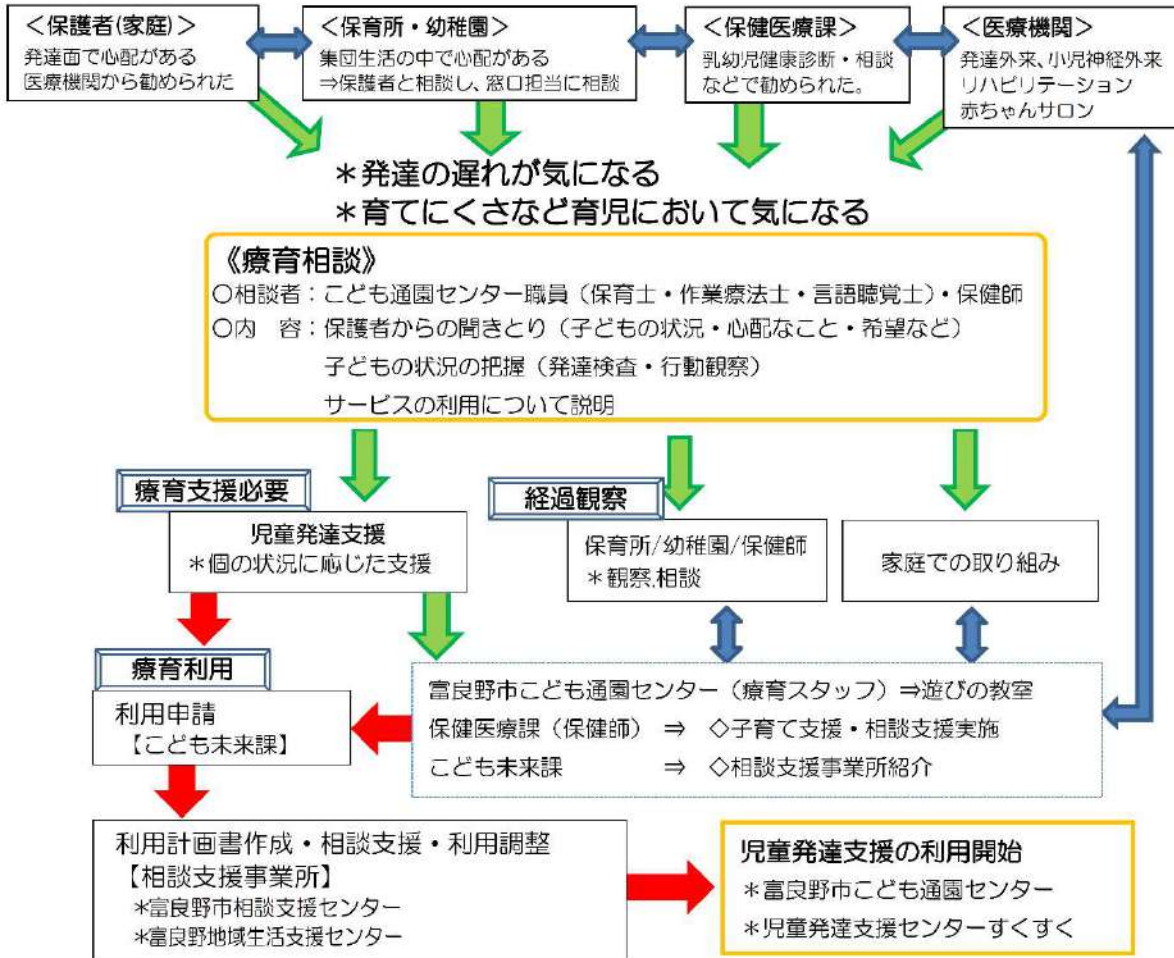
*保護者の了承のもと、進学先に「個別的教育指導計画」を活用しながら引き継ぎを行い、これまでの成果や課題を共有します。



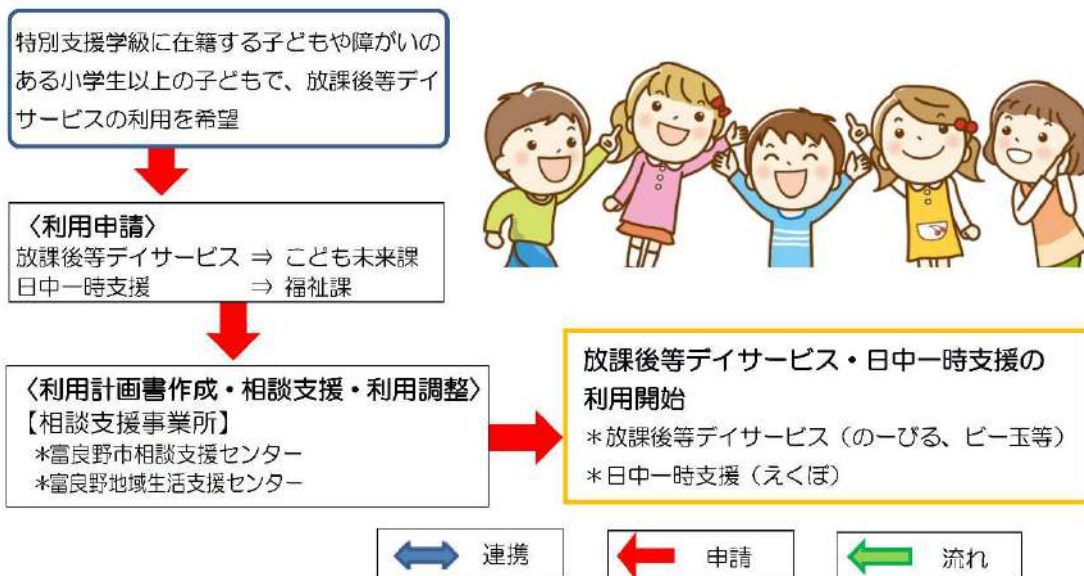
富良野市の療育支援体制

6 (1) 早期療育の連携とサービス申請の流れ

【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】





6 富良野市の療育支援体制 (2)児童福祉サービス



児童発達支援

心身やことばの発達に心配のある就学前の子どもに対し、専門の指導員が療育（日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応や身体障がいに対する機能訓練）を通じて、その発達を促すための指導や助言を行います。

保護者からの相談や幼稚園・保育所から助言、医療機関からの勧めなどにより、療育相談を行い子どもの状況を把握し、サービスの利用へとつながります。

施設名	こども通園センター「なかよし教室」	児童発達支援センター「すくすく」
利用者負担	250 円/回 ※住民税非課税世帯、3～5 歳児は、利用者負担なし	
内容	個別・小集団での療育指導 (保護者の同席が必要)	個別・小集団での療育指導 (食事訓練、送迎あり)
窓口	教育委員会こども未来課 (図書館 3 階) TEL:39-2223	

相談支援専門員が保護者の意向を確認の上、サービス等利用計画を作成し、定期的にもモニタリングや会議を実施します。小学校就学前の3月には、保護者や関係機関、小学校担当者などで、これまで取り組んできた支援内容や就学後の心配事、必要な支援などについて引き継ぐ会議を行っています。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもや特別支援学級に在籍しているなどの小学生以上の子どもに対し、放課後の時間を使い、行動やコミュニケーション、身体の機能訓練などの療育指導を行います。また、日常生活に必要な実習体験や地域交流、施設外活動なども行います。

施設名	放課後等デイサービス「のーびる」	放課後等デイサービス「ビー玉」
利用者負担	利用料の 1 割負担 ※課税状況による上限月額あり	
窓口	教育委員会こども未来課 (図書館 3 階) TEL:39-2223	

相談支援専門員が保護者や本人の意向を確認の上、サービス等利用計画を作成し、定期的にもモニタリングや会議を実施し、関係機関と情報共有を行っています。

日中一時支援

保護者の就労や一時的な休息のため、特別支援学級に在籍しているなどといった支援の必要な小学生以上の子どもに対し、安全で安心して過ごせる場を提供しています。放課後等デイサービスとの併用が可能です。

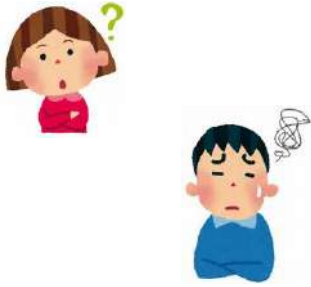
施設名	タイムケアセンター えくぼ
利用者負担	無料 (おやつ代など実費負担あり)
窓口	保健福祉部福祉課 (保健センター 2 階) TEL:39-2211



7 相談による支援

(1)小・中学校における支援実施までの流れ

は保護者が関わる
場面です



子どもの困り感について保護者からの申し出・学校の気づき

特別支援教育コーディネーター（関係者とのケース会議）
情報収集・子どもの実態把握

【教育相談①】
保護者との情報共有及び意思確認（面談・校内支援体制の説明）

【校内委員会①】
情報共有→共通理解→検査・面談などの決定

関係機関との連携
医療・福祉・教育
（教育の連携）
スクールカウンセラー
道立特別支援教育センター
児童相談所
専門家チーム など

【教育相談②】
子どもの実態把握（検査・観察）
子ども・保護者の意向確認（面談）

【校内委員会②】
共通理解・再確認→支援の方向性の決定

調査票を市教委に提出（特別支援学級）
教育相談報告書を市教委に提出（ことばの教室）

【特別支援連携協議会】
（教育支援委員会）検討・決定

特別支援学級への在籍変更
ことばの教室への入級
支援体制の職員間の共通理解

保護者に入級通知書送付（特別支援学級・ことばの教室）
各学校から支援内容を保護者へ説明

【支援スタート】
通常学級での支援
特別支援学級での個別・少人数指導
ことばの教室での通級指導（※）

支援内容の評価
継続・見直し



※ことばの教室の通級対象は小学校までとなっています。



7 相談による支援 (2)子どもに関する相談支援



家庭児童相談室とは？

家庭児童相談室とは、家庭児童相談員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談をお受けしているところです。来所による相談のほか、電話による相談にも応じています。

子どもの育ちや行動に不安を抱えている保護者の方は、お気軽にご相談ください。家族の思いに寄り添いながら、良い支援の方向を探し、必要ならば専門機関とつながるお手伝いをします。

次のような相談に応じています。

- | | |
|--------------------|------------------|
| *親子・家庭関係に関する相談 | *子どもの心身の発達に関する相談 |
| *いじめ・対人関係・不登校などの相談 | *反抗・家庭内暴力などの相談 |
| *その他 子どもに関する相談 | |

問い合わせ先：こども未来課(Tel.39-2223)



児童虐待とは？

子どもの虐待とは、親または親に代わる者で、子どもを現に監護している者（保護者）や保護者以外の同居人が、子どもに対して身体的に危害を加えたり適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことをいいます。子どもの虐待は、人権侵害であるとともに、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）を疑うような場面に遭遇したときは、迷わずに連絡してください。

虐待を受けたと思われる子どもを発見したら

もしかしたら虐待を受けているのかもと思われる場合や、子育てが辛くてつい子どもにあたってしまふ悩みをお持ちの方は連絡してください。

虐待の通報・連絡及び相談先

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・児童相談所虐待対応ダイヤル | 189（いちはやく） |
| 局番なしの「189」に電話をかけると | |
| 近くの児童相談所につながります（通話料無料） | |
| ・子ども安心ホットライン | 011-622-0010 |
| （子ども虐待相談） | （24時間365日受付） |
| ・旭川児童相談所 | 0166-23-8195 |



資料 8 (1)発達検査等・療育手帳



発達検査・知能検査とは？

子ども一人一人の発達の状態について様々な視点から客観的な評価を行い、発達の偏りや得意な項目・不得意な項目を知る事で学習や指導、支援の方法につなげるための検査です。また、考え方や検査への向き合い方などを通して、集中力や注意力、こだわりの有無などについても詳しく評価することができます。

《発達検査》

主に乳幼児期に行われます。運動・認知・言語面の心身の発達を全体的に評価します。

(代表例：遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査2001 など)

《知能検査》

知能を測定する検査です。認知や処理能力等を様々な視点から詳しく評価します。

(代表例：WISC-IV知能検査、田中ビネー式知能検査V など)

これらの検査は、何度も行うと正しい評価ができないため、一定以上の期間を空ける必要があります。検査を受ける場合は、事前相談の際に過去にどの検査を受けているのかを伝えてください。

また、発達検査・知能検査を受けることは、単に数値の結果として見ることはありません。保護者や先生が子どもの現状を知ることにより、今後の有効な支援の方法につなげ、日常生活や教育の現場で生かすことが重要です。



発達検査・知能検査はどこで受けられる？

機関名	部署名	電話	備考
旭川児童相談所 (巡回相談)	こども未来課	39-2223	毎月1回、事前予約必要 ※療育手帳の判定、再判定
北海道立特別支援教育センター (巡回教育相談)	教育委員会 (学校教育課)	39-2320	年1回、事前予約必要
富良野市 特別支援連携協議会	教育委員会 (学校教育課)	39-2320	随時、事前相談必要
富良野協会病院	小児科 (発達外来)	23-2181	随時、事前予約必要 ※診察の上、必要な場合のみ
旭川肢体不自由児 総合療育センター	小児科	0166-51-2126	随時、事前予約必要 ※診察の上、必要な場合のみ



資料 8 (1)発達検査・療育手帳



療育手帳とは？

療育手帳は、知的障がい（先天性又は出生時の事故等により脳の機能の知的な発達が遅れている状態で、社会生活や学習等に困り感が生じる障がい）があると判定された方に交付されます。北海道では、検査結果で知的障がい認められない場合でも同程度の困り感を総合的に判断し、手帳が交付される場合があります。



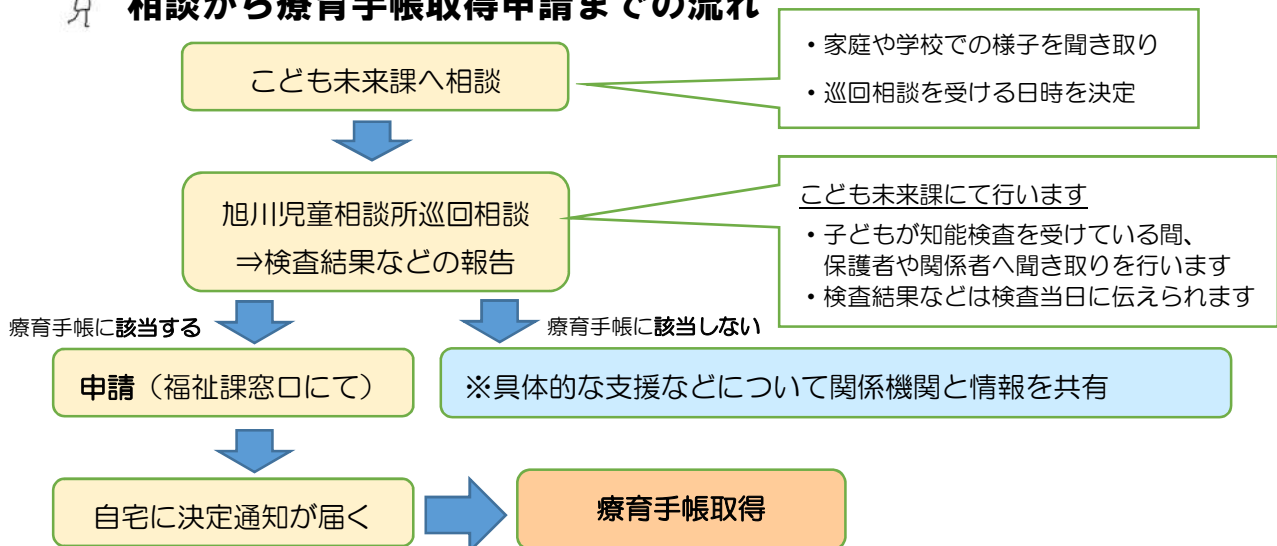
療育手帳取得によるメリットとは？

経済的・日常生活等におけるメリット	
<ul style="list-style-type: none"> 各種税金の減免・免除 公共交通機関の割引 医療費助成 公共施設の利用料や通信料の減額 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金や各種手当支給の判断材料となる 就学の進路の選択肢が広がる (高等学校・特別支援学校高等部など) 就労支援制度等様々な援助を受けられる (一般就労・福祉的就労) <p>など</p>

特に成長期における教育・医療・療育などにおいては、手帳を取得することにより、必要な支援を受けることや本人の可能性を広げることにつながります。



相談から療育手帳取得申請までの流れ



療育手帳に関する問い合わせ先

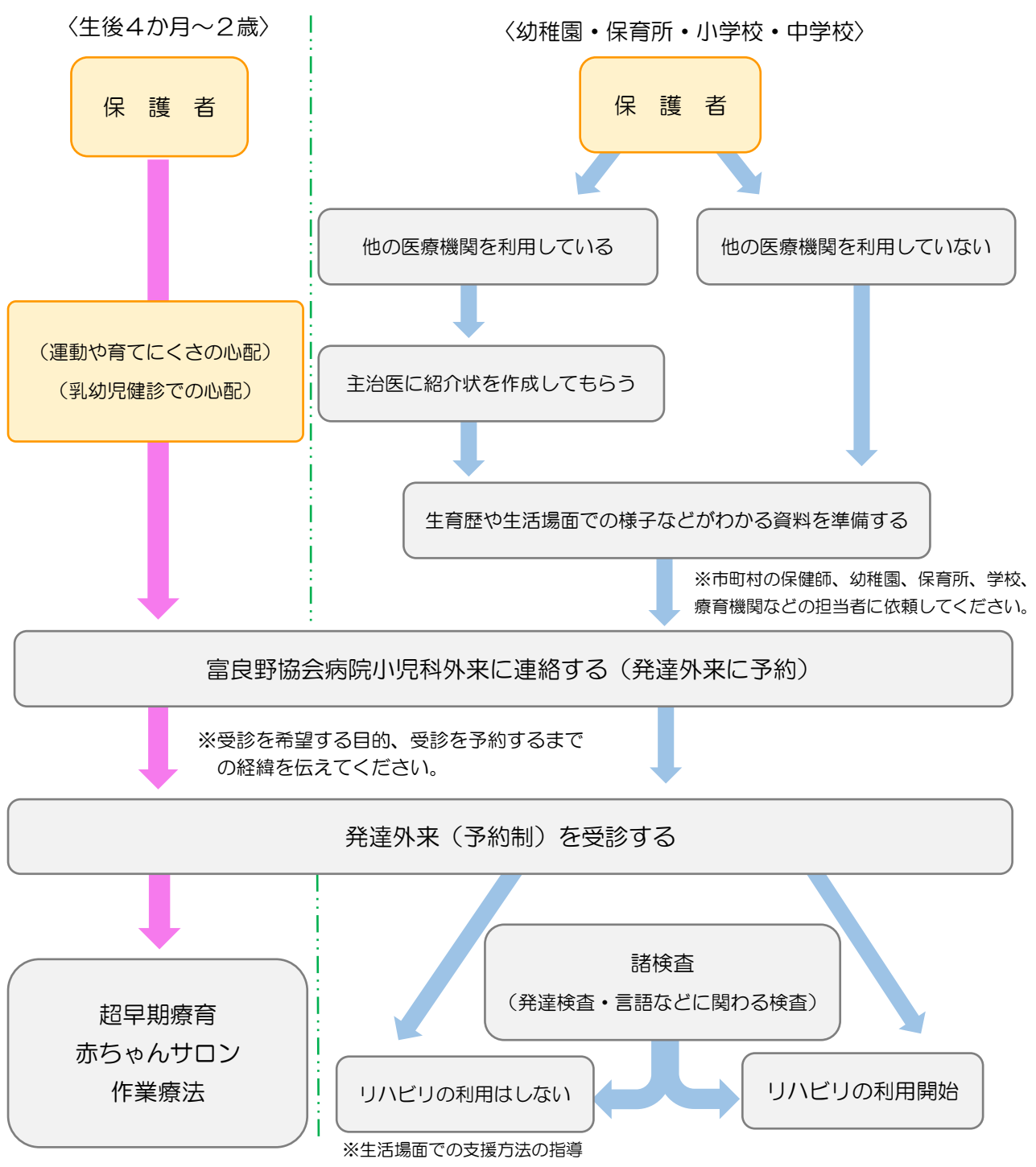
新規相談・判定、再判定	こども未来課（図書館3階）	39-2223
療育手帳申請・交付、変更申請、再交付	福祉課（保健センター2階）	39-2211



資料 8 (2)医療との関わり



富良野協会病院小児科リハビリまでの流れ



※ 上記は基本的な流れを示したもので、お子さんの様子により違う場合があります。

問い合わせ先：富良野協会病院(Tel.23-2181)



資料 8 (3)各種相談機関への連絡先



【富良野市内小中学校】

学校名	住所	連絡先
富良野小学校	富良野市若松町10番1号	0167-23-2114
扇山小学校	富良野市緑町8番20号	0167-22-3255
東小学校	富良野市北麻町8番1号	0167-22-4895
麓郷小中学校	富良野市字南麓郷	0167-29-2021
布部小中学校	富良野市字上五区	0167-23-5569
鳥沼小学校	富良野市字東鳥沼	0167-22-2903
布礼別小学校	富良野市字北布礼別	0167-29-2019
樹海小学校	富良野市字老節布市街	0167-27-2307
山部小学校	富良野市山部東町8番64号	0167-42-3091
富良野東中学校	富良野市瑞穂町1番30号	0167-22-2770
富良野西中学校	富良野市桂木町1番1号	0167-22-2318
樹海中学校	富良野市字東山共栄	0167-27-2107

【行政機関】

担当課	住所	連絡先
学校教育課	富良野市若松町5番10号	0167-39-2320
こども未来課	富良野市若松町5番10号	0167-39-2223
保健医療課	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2200
福祉課	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2211

【療育・医療機関等】

施設名	住所	連絡先
こども通園センター	富良野市末広町24番15号	0167-22-2091
すくすく	富良野市若葉町9番17号	0167-22-5615
のびる	富良野市若葉町9番17号	0167-22-5615
ピュ	富良野市栄町20番10号	0167-23-6689
地域生活支援センター	富良野市本町12番5号	0167-22-3933
富良野協会病院	富良野市住吉町1番30号	0167-23-2181
道立特別支援教育センター	札幌市中央区円山西町2丁目1番1号	011-612-5030
旭川児童相談所	旭川市10条通11丁目	0166-23-8195



富良野市第4次特別支援教育マスタープラン
(子ども支援ガイドブック)

令和3年3月発行
発行者 富良野市教育委員会